

平成29年度 年間努力目標

年間スローガン	プロとしての誇り・責任を持ち、みんなの安全・安心守ります。	
	年間努力目標	指導ポイント
4月	社会的使命と安全・安心	周囲の状況を確認し事故防止 子ども・高齢者の保護
5月	交差点での事故防止	危険を予測して、減速、徐行、一旦停止 歩行者と二輪車の安全確保
6月	車両構造に応じた運転	オーバーハング・内輪差を考慮した運転 車両の死角を再確認
7月	車内事故防止の徹底	着席確認の徹底 車内マイクの活用
8月	健康起因事故の防止	健康管理マニュアルの活用 健全な生活習慣
9月	飲酒運転の撲滅	社会的責任の自覚 飲酒が身体に与える影響を再確認
10月	扉事故の防止	扉操作は必ずミラーと目視で車内・車外の安全確認 完全停車後の開扉、完全閉扉後の発車
11月	運行路線・経路の把握と安全確保	運行表・運行指示書の再確認 慣れた道こそ慎重に
12月	気焦り運転の排除	回復運転の禁止「気焦り運転が危険を見落とす」 技術・知識・経験を心でコントロール
1月	スリップ事故の防止	道路状況に応じた運転 冬道タイヤ・タイヤチェーン・運転技術を過信しない
2月	危険予知・予測及び防衛運転の励行	道路を利用する者の行動特性の理解 ヒヤリ・ハットの報告、共有
3月	運転適性の自覚	適性診断結果を把握する 過労運転の防止

大地震発生時の措置

- (1) ハンドルをしっかりと握り、急ハンドル・急ブレーキを避け、左に寄せ停車。
- (2) ラジオ等で地震情報・交通情報を聞く。
- (3) 避難の際はキーをつけたままで、窓を閉め、扉はロックしない。
- (4) 避難経路は日頃からよく掴んでおき、乗客を安全な場所に誘導する。
- (5) 速やかに最寄りの営業所へ連絡を入れ、指示を受ける。

バスジャック・テロ時の措置

- (1) 乗客の安全確保を最優先する。
- (2) 運行の安全確保に最善をつくす。
- (3) 乗客及び運行の安全を確保するため、原則として、犯人の要求に従って行動する。
- (4) ハザードランプの点灯継続、あわせてパッシングを繰り返す。
- (5) 連絡が取れる状況であれば外部(110番、会社)へ連絡する。

梅雨期安全運転6則

- (1) 点呼指示をよく聞き、確かめ、必ず実行しよう。
- (2) ガラスの曇りは、止まって拭き取り、視野の確保に努めよう。
- (3) 速度は控え目に、車間距離は十分確保しよう。
- (4) 路肩寄りの走行は絶対避けよう。
- (5) 無理な追越し・すれ違いを避け、「危ない」と思ったら、まず止まれ。
- (6) 歩行者・他車の動静に注意し、灯火・警音器を活用しよう。

夏期安全運転5則

- (1) 暴飲暴食を避け、寝る環境を整え体調をベストに保とう。
- (2) 「危険」と予測して、急停車を避けよう。
- (3) 歩行者・自転車・バイクと十分に間隔を取り、一時停止・徐行を励行しよう。
- (4) 完全に止まって開扉・安全を確かめて閉扉しよう。
- (5) 「考えごと」や「居眠り運転」を絶対しないよう運転に集中しよう。

行楽期安全運転5則

- (1) 安全速度を遵守し、「まず止まれ」を励行しよう。
- (2) 歩行者・自転車への接近に注意し、一旦停止・徐行を励行しよう。
- (3) 完全に止まって開扉・安全を確かめて閉扉しよう。
- (4) 踏切は、直前停止で安全確認、無理な進入・すれ違いは絶対避けよう。
- (5) 「考えごと」や「脇見運転」は絶対に排除しよう。

冬期(積雪・凍結)安全運転6則

- (1) 急発進・急ハンドル・急ブレーキは絶対避けよう。
- (2) タイヤチェーンの「着」は早めに、「脱」は遅めにしよう。
- (3) 危険を予測し、減速・徐行を励行しよう。
- (4) 状況に対応して、エンブレ・排気ブレーキを十分活用しよう。
- (5) 路肩寄りの走行は絶対避けよう。
- (6) 車間距離は十分確保しよう。

高速道路安全運転6則

- (1) 安全速度で十分な車間距離を確保する。
- (2) シートベルトの着用をお客様へ促す。
- (3) トンネル・下り坂は必ず減速する。
- (4) 進路変更・車線変更は安全を確かめ、早めに合図する。
- (5) 交通標識・情報板を確認し、適切に対応する。
- (6) 非常時には、ハザード、停止板、発煙筒、非常電話による通報を行い、
旅客避難を必ず行う。

教育内容等予定表

平成29年4月	<p>1. 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために 遵守すべき基本的事項について</p> <p>(1)バス事業の社会的使命 (2)バス運転者の使命 (3)交通事故防止の重要性 (4)バス運転者の心構え (5)バス運転者の注意義務</p> <p>2. 春の交通安全運動について</p>
平成29年5月	<p>1. 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における 道路及び交通の状況について</p> <p>(1)運転基準図・経路の調査の活用 (2)運転実技研修 (3)日常運転の注意点 (4)交通事故の実例又はヒヤリハット例</p> <p>2. 危険の予測及び回避について</p>
平成29年6月	<p>1. 旅客自動車運送事業運輸規則</p> <p>(1)運輸規則第49条(乗務員) (2)運輸規則第50条(運転者)</p> <p>2. 事業用自動車の構造上の特性について</p>
平成29年7月	<p>1. 運転者の運転適性に応じた安全運転について</p> <p>(1)適性診断について (2)助言・指導について</p> <p>2. 車内事故防止について</p> <p>(1)乗車客の安全確保 (2)車内ミラーで安全確保 (3)降車客への安全確保 (4)高齢者の危険特性</p>
平成29年8月	<p>1. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因 及びこれらへの対処方法について</p> <p>(1)生理的対処方法 (2)心理的要因対処方法 (3)飲酒運転の防止</p> <p>2. 健康管理の重要性について</p> <p>(1)メタボリックシンドロームについて (2)肥満について</p> <p>3. 睡眠時無呼吸症候群(SAS)について</p>

平成29年9月	<p>1. 乗降中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)乗車客の安全確保 (2)車内ミラーで安全確保 (3)降車客への安全確保 (4)高齢者の危険特性 (5)安全運転操作 <p>2. 秋の交通安全運動について</p>
平成29年10月	<p>1. 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために 遵守すべき基本的事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)バス事業の社会的使命 (2)バス運転者の使命 (3)交通事故防止の重要性 (4)バス運転者の心構え (5)バス運転者の注意義務 <p>2. 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)停留所停車時に注意すべき事項 (2)ドアを閉めるときの注意すべき事項
平成29年11月	<p>1. 旅客自動車運送事業運輸規則</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)運輸規則第49条(乗務員) (2)運輸規則第50条(運転者) <p>2. 交通事故発生時の措置について</p>
平成29年12月	<p>1. 飲酒運転防止対策マニュアルについて</p> <p>2. 年末年始の輸送等に関する安全総点検について</p>
平成30年1月	<p>1. バスジャック統一対応マニュアルについて</p> <p>2. 車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアルについて</p> <p>3. 冬期安全運転6則について</p>
平成30年2月	<p>1. 乗降中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)乗車客の安全確保 (2)車内ミラーで安全確保 (3)降車客への安全確保 (4)高齢者の危険特性 (5)安全運転操作 <p>2. 危険の予測及び回避について</p>
平成30年3月	<p>1. 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために 遵守すべき基本的事項について</p> <p>2. 運転者の運転適性に応じた安全運転について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)適性診断について (2)助言・指導について

平成29年度 安全管理及び教育実施計画

1. 安全スローガン

「我社は、安全管理規程にのっとり、輸送の安全確保にたゆまぬ努力をし、地域に信頼される健全な企業を目指す。」

2. 平成29年度 安全目標

- ①法令の遵守
- ②飲酒運転撲滅
- ③防衛運転の励行(だろろ運転の禁止、かもしれない運転の励行)
- ④クレーム 0件
- ⑤車内事故の防止(特に高齢者の車内事故防止)
- ⑥車庫・駅・駐車場での自損交通事故の撲滅
- ⑧事故件数の削減
 - 人身事故・車内事故・車庫内事故 0件
 - 物損事故 7件
 - 重大事故 0件
- ⑦春・秋の班別無事故競争 全班無事故

3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統の強化

全社員一丸となり、安全管理体制及び指揮命令系統の強化を図り、安全輸送の確保に努める。

4. 輸送の安全に関する重点施策

- ①「安全輸送スローガン」をもとに、関係法令及び安全管理規程の遵守を徹底する。
- ②安全目標を達成するために、講習・教育訓練計画に従い、確実に実施する。
- ③全社員一丸となって、安全輸送の確保に努める。

5. 輸送の安全に関する計画

安全目標を達成するために、以下に掲げる事項を実施する。

- ①安全輸送サービス推進委員会を2ヶ月毎に開催し、内部監査等実施する。
- ②事故審査委員会を2ヶ月毎に実施し、事故の原因等を検討し、乗務員教育を行なう。
- ③運行管理者及び補助者研修を3ヶ月毎に実施し、関係法令・指導方法等研修する。
- ④バス協会等が実施する事故防止委員会等に積極的に参加する。
- ⑤事故対策機構が実施する講習会及び運行管理者講習に必ず参加する。
- ⑥全乗務社員が、関係法令・安全を確保するために遵守すべき事項等理解するよう、教育を毎月実施する。
- ⑦事故惹起者は、集団又は、個別に事故の内容・原因・防止対策等検討し、事故防止に努める。
- ⑧高速道路走行未経験者を対象に高速道路走行の実習を実施する。
- ⑨初任運転者教育を実施し、関係法令・バス乗務員の心構え・バスの特性等教育する。
- ⑩定期健康診断を受診し、健康管理に努める。
- ⑪適性診断を受診し、個別指導を実施する。
- ⑫運転記録証明書により違反者には、個別指導を実施する。
- ⑬「ヒヤリ・ハット体験」の提出を促し、内容について検討し、事故防止に努める。
- ⑭バス添乗監査を実施する。
- ⑮街頭調査を実施する。

6. 事故・災害等に関する連絡・事故処理体制

組織図・緊急連絡網・事故処理体制図等に従い対処する。